

監理団体の皆様へ

惣菜製造業技能評価試験の実施について

新型コロナウイルス感染症が全国的な拡大をみせ、試験を予定していた施設で使用が禁止されるものが相次ぐ中、東京都知事から「感染爆発の重大な局面」との発表が行われ、政府は改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置するなど、惣菜製造業技能評価試験を取り巻く環境は日に日に厳しさを増しております。今後、政府等により講じられる措置によっては、試験を中止せざるを得ない事態になることも想定されます。

今般、政府では、技能実習評価試験が受検できないために次段階の技能実習へ移行できない実習生に対し、受検ができるようになるまでの間、「特定活動(4カ月・就労可)」への在留資格変更を可能とする措置を講じております。監理団体におかれては、当該措置も活用していただき、予定する日程で受検できない場合に備えていただきますようお願いいたします。

一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

理事長 妹川 英俊